

演奏者等紹介事業実施規程

1 趣旨

演奏者等紹介事業は、鑑賞を希望する個人、団体等に演奏者等を紹介することで、より幅広い芸術文化に身近に触れる機会を提供し、芸術文化へのニーズを掘り起こすとともに、NPO 法人大分県芸術文化振興会議（以下「芸振」という。）会員の活動の場を提供するものとする。

2 事業概要

(1) 名称等

この事業は定款第5条（1）②に定める企画実施及び人材育成事業とし、名称は、「演奏者等紹介事業」とする。

(2) 内容

文化施設に限らず、スポーツ大会、自治会、生涯学習の場などの各種行事や病院、ホテルロビー、街角など、県民のより身近なところで行われる演奏等。

(3) 運営経費

この事業の実施のための運営経費は芸振の負担とする。

(4) 演奏者等

演奏者とは芸術文化に係る演奏、公演、講演、指導、展示その他を行う団体または個人で、定款第6条（1）に定める正会員、または正会員を含む組織で、下記3の登録を完了したものとする。

(5) 鑑賞希望者

鑑賞を希望する県民とし、鑑賞希望者は芸振事務局に演奏者等紹介申込書（様式第4号）により申し込む。

(6) 演奏等にかかる経費

演奏者等の登録内容に基づき、鑑賞希望者が負担するものとする。

3 登録手続き

(1) 募集

理事長は、会員に対して演奏者等の募集を行う。

(2) 登録の届出

演奏者等として登録を希望する会員は届出（第1号様式）を提出しなければならない。

(3) 審査

理事長は、登録の届出（第1号様式）があったときは次に掲げる要件審査をするものとする。

ア 正会員が主体的に運営する組織であること（最低個人会員1名を含むこと。）。

イ 登録しようとする演奏者等の主体となる活動が、2（2）に掲げる活動であること。

ウ 活動内容とこれに要する経費があらかじめ届出されていること。

エ その他、この事業の趣旨を理解し、実施要領に添って実施すること。

(4) 登録の完了

理事長は、前(3)による審査で演奏者等に決定した会員に対して、登録通知書(第2号様式)を送付するとともに、登録簿(第3号様式)に登録するものとする。

4 芸振の業務

(1) 演奏者等の活動紹介

理事長は、登録が完了した演奏者等を芸振の広報活動等により、広く県民に紹介するものとする。

(2) 演奏者等と鑑賞者の連絡調整及び通知

理事長は、演奏者等と鑑賞者の意向を確認のうえ連絡調整を行う。最終的な意志を確認後、演奏者等と鑑賞者に対して事業通知書(第5号様式)を送付する。

5 実施報告

演奏者等は終了後2週間以内に、事業完了届(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成22年度事業から適用する。
- 2 この規程は平成30年8月17日から適用する。